

第2次
清瀬市
平成29年度～37年度

教育総合計画

マスタープラン 基本構想

子供が育つ
市民が育つ
まちも育つ
清瀬の教育

清瀬市教育委員会

Kiyose City Board of education



清瀬市市民憲章

縄文のむかし、太古の人びとは、柳瀬川のほとりに、点々と小さな集落をつくり住みついだ。広い土地、清い流れ、豊かな緑、そして澄みきった大気があったからだ。いま、宇宙時代の朝、窓をあけて吸いこむ清らかな大気、陽に映える緑、快い小鳥のさえずり。今日の嘗みの音が、風にのって流れはじめる。まちのうちそで働く人びとが行きかい、登校の子らが明るく歩み、笑顔でかわす街かどの挨拶。年老いた人を敬いいたわり、幼な子や病む人、体の不自由な人びとに思いやりの心をよせる。だれもが、きまりを守りゆすりあい、子や孫のために、より良い環境と風習を遺す努力を続ける手づくりのまちに、活気が溢れる。陽が緑のかけに沈み、やがて、安らぎの夜がおとすれ、一日の嘗みに快く疲れた心と体をいやし、静かな眠りにつく。夢に描くのは、一つの輪。隣人と肩を組み、世界の友と心をかよわせる一。ふるさと清瀬を、このようなまちにするため、わたくしたちは未来への道標を、いまここに建てる。

美しい緑のまちを

山茶花が香り、けやきのそびえるまち清瀬よ。緑豊かな、明るいまちであるように。わたくしたちは、恵まれた自然を守り、草や木を育て、清潔な環境を保つために、心をくばる。

明るく手をつなぐまちを

一人ひとりの嘗みに誇りをもつ、手づくりのまち清瀬よ。だれもが満ちたりた気持で暮らせるまちであるように。わたくしたちは、心をひらいて語りあい、互いの立場をみとめ、力をあわせ、小さな努力の積みかさねを大切にする。

暖かい心のまちを

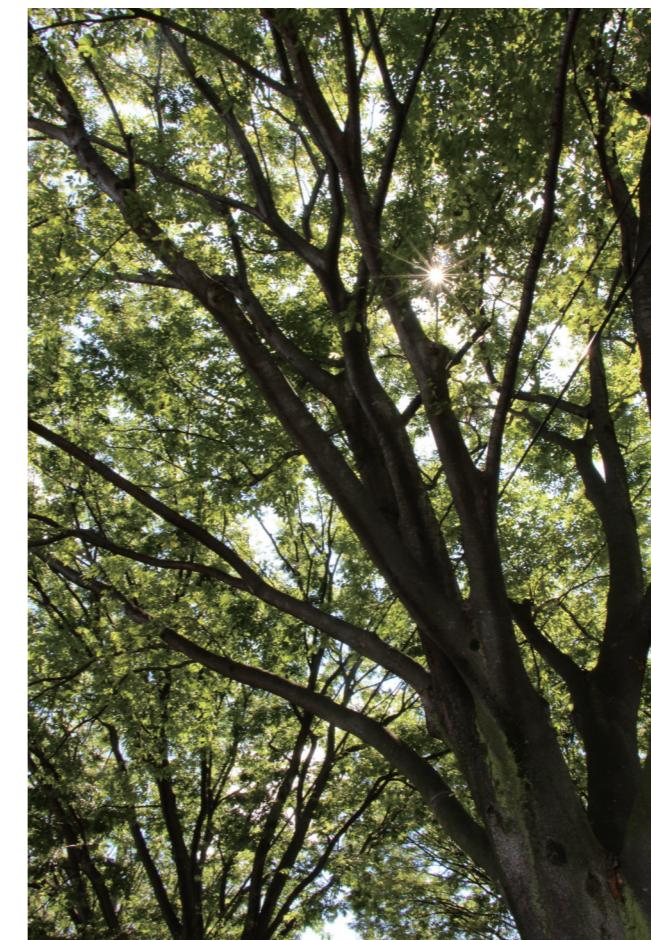
生きるよろこびと、明日への希望が溢れるまち清瀬よ。思いやりといったわりの心に満ち、だれもが安心して住めるまちであるように。わたくしたちは、あらゆる災害を防ぎ、健康な心と体を保ち、健全な社会を創るために、安らぎと向上の場を築く。

時代とともに歩むまちを

未来への確かな足音の響くまち清瀬よ。素朴な遺産を大切にしながら、つぎの時代へ歩みを進めるまちであるように。わたくしたちは、土の香のただよう文化を受け継ぎ伝え、若い世代を育み、新しい時代の文化を創る嘗みを続ける。

世界にひらくまちを

武蔵野の緑のなかで、平和を愛する人の住むまち清瀬よ。日本の友、世界の友と心のかよいあう、ひらかれたまちであるように。わたくしたちは、命あるものを大切に思い、緑の大地に生きるよろこびを、すべての人びととわかちあう。



けやきの木漏れ日

教育長あいさつ

計画の策定にあたって

これから先の10年間は「激動の時代」といわれています。科学技術も医療も私たちの想定を超えるスピードで進展し続けるはずです。経済や国際関係の不透明さも増すことでしょう。これまで私たちが経験したことがない「未知の社会」を、人生100年にわたって生きる時代がもうすぐやってくるのです。

第1次教育総合計画マスタープランのもと、清瀬の子供たちは確かに成長しました。市民の方々も生き生きと学び、活動し、健康で生きがいのある毎日を送ってくださっています。私たちが目指すまちの姿である「手つなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」も確実に進んでいます。

本計画はこれらの成果の上に立ち、今後の社会の激動を見据え、子供たちを含めた市民皆さんの学びと育ちを一層支援していくという強い意志をもって策定されました。まさに清瀬の教育第二ステージそのものです。

教育とは人を育て、可能性を引き出す営みです。人をつくる教育の充実こそ未来の清瀬を作ることに他なりません。夢と希望、そして誇りをもって計画実行に取り組んでまいります。

平成29年3月

さかた あつし
清瀬市教育委員会 教育長 坂田篤

目 次

第1 計画の策定に当たって

I	計画策定の趣旨	1
II	第2次清瀬市教育総合計画マスターplanの位置づけ	2

第2 計画の構成と計画期間

I	計画の構成	3
II	計画の期間	4
III	計画の体系	5

第3 計画の基本理念と5つの柱

I	計画の基本理念	7
II	基本理念を構成する5つの柱	9

第4 5つの柱と施策の方向性

I	健幸で生きがいのある学び・活動を支援します	10
II	家庭の教育力向上を支援します	12
III	学力を保証し健やかな心と体を育てます	14
IV	郷土の自然や文化への学びを支援します	17
V	地域の力で清瀬の教育をつなぎます	19

第5 検討委員会の構成と検討経過

I	策定過程と策定体制	21
II	第2次清瀬市教育総合計画マスターplan検討委員会設置要綱	22
III	第2次清瀬市教育総合計画マスターplan検討委員会検討経過	24
IV	第2次清瀬市教育総合計画マスターplan検討委員会委員名簿	25

第1 計画の策定に当たって

I 計画策定の趣旨

社会状況が著しく変化する今日において、人を育てる教育の果たす役割は重要であり、持続可能な社会を創る上で大きな責任と期待を担っています。

国においては、平成18年に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）により、平成25年6月14日に第2期教育振興基本計画を閣議決定し、平成25年度から平成29年度までの5年間の教育施策に対する基本的な方針を示しました。

東京都においては、平成25年4月に東京都教育ビジョン（第3次）を策定し、社会全体で子供たちの「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における自ら学び考え方行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を培うことを基本理念として、平成25年度からの5年間に取り組むべき教育の基本的な方向性を示しました。

また、平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく教育委員会制度の改正や、「東京都教育施策大綱」の策定を踏まえ、平成28年4月14日に東京都教育ビジョン（第3次）が一部改訂されました。

本市においては平成18年に平成27年度までの10年間を計画期間とする、清瀬市教育総合計画マスタープラン（以下「第1次マスタープラン」という。）を策定し、様々な施策に取り組んできました。第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン（以下「第2次マスタープラン」という。）を検討するうえで、本市の最上位計画である第4次清瀬市長期総合計画との整合を図るために、第1次マスタープランの計画期間を1年間延伸し、平成29年度から平成37年度の9年間を計画期間とする中・長期的な計画を策定しました。

Ⅱ 第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられます。

また、第1次マスタープランの基本方針である「当たり前のことと当たり前にできる教育」を継承するとともに、第4次長期総合計画の基本理念である「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立って、学校教育及び生涯教育を市民と共に進めていくという清瀬の教育の指針を示したもので

